

受動喫煙対策に関する説明会

飲食店・職場等における



“たばこ”

のルールが変わります！



望まない受動喫煙の防止を目的として「健康増進法」が2018年7月に改正されました。これにより、病院・学校等には2019年7月1日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、飲食店・職場等には2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます。改正法の全面施行に向けて、各施設管理者の皆様を対象に説明会を実施します！

会場 市原市民会館 小ホール ※裏面地図参照

対象者 改正健康増進法による規制対象施設
管理責任者・担当者

内容 改正健康増進法に基づく規制内容

14時30分～15時30分 説明（県担当職員）
15時30分～16時00分 質疑応答

申込方法 裏面申込書をFAX・郵送・メールで送付

11/27 (水)
14時30分～（受付：14時～）
市原市民会館
小ホール
定員：250名
（申込先着順）

お申込・お問合せは「千葉県 健康づくり支援課 健康ちば推進班」まで
○FAX…☎：043-225-0322
○郵送…〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
○メール…✉：kenzo8@mz.pref.chiba.lg.jp
○電話…☎：043-223-2660（電話申込も可能）

※参加票等の送付は行いませんので、参加申込書を送付いただいた方は、説明会当日そのまま受付にお越しください。

千葉県

FAX 043-225-0322

受動喫煙対策に関する説明会 申込書

会場：市原市民会館 小ホール 11月27日（水）

管理施設 の情報	施設種別 ・名称	施設種別記載例) 飲食店、ホテル、事業所、パチンコ店 等
	所在地	
参加 代表者	氏名	
	電話番号	
他参加者の氏名	1	
	2	
	3	



市原市民会館
千葉県市原市惣社1-1-1
電話番号 0436-22-7111

JR内房線五井駅東口より、国分寺台行きバスに乗車、市原市役所前下車
(所要時間15分、料金250円)

※ 駐車場の台数には限りがありますので、可能な限り
公共交通機関を御利用ください。

◆受動喫煙対策に関する説明会（開催日程） ※各日程の詳細は、県ホームページ等で御確認下さい。

10月18日（金）東金文化会館	10月29日（火）柏市民文化会館（柏市共催）
11月6日（水）南総文化ホール	11月12日（火）小見川市民センターいぶき館
11月21日（木）君津市民文化ホール	11月27日（水）市原市民会館
12月5日（木）船橋市役所本庁舎（船橋市共催）	12月10日（火）成田国際文化会館

◆改正健康増進法による規制対象施設

＜原則敷地内禁煙＞ ※規制対象予定の施設を一部に含む
学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター、はり・あん摩・きゅう等の施
術所、児童福祉施設、母子健康包括支援センター、認定こども園、少年院、少年鑑別所、行政機関の庁舎、バス、タクシー等
＜原則屋内禁煙＞ ※上記以外の「多人数が利用する施設」の全てが該当
飲食店、旅館・ホテル、理・美容店、デパート、小売店、公衆浴場、映画館、劇場、パチンコ店、マージャン店、カラオケ
ボックス、インターネットカフェ、ボウリング場、ゲームセンター、事業所（職場）、社会福祉施設（上記の原則敷地内禁煙
の対象施設を除く）、集会場、結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船等